

議案第 23 号	三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について							
総務課	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に係る公務災害補償について、同一事由で他の法律による給付が支給される場合における傷病補償年金及び休業補償の額に乗じる調整率を改めるに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。							
内 容	<p><b>【関係法令】</b> 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令</p> <p><b>【改正内容】</b> 同一の事由により、厚生年金保険法による障害厚生年金等が支給される場合における、①傷病補償年金、②休業補償の額に乗じる調整率の見直し</p> <table border="1" data-bbox="454 674 1455 770"> <tr> <td data-bbox="454 674 646 770">傷病補償年金</td> <td data-bbox="651 674 1236 770">障害厚生年金(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</td> <td data-bbox="1241 674 1348 770">現行 0.86</td> <td data-bbox="1353 674 1455 770">改正 0.88</td> </tr> </table> <p><b>【施行期日】</b> 平成 28 年 4 月 1 日</p> <p><b>【特記事項】</b> 議案第 28 号（三田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）及び議案第 30 号（三田市消防団員等の公務災害補償条例の一部改正）と同様</p>				傷病補償年金	障害厚生年金(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	現行 0.86	改正 0.88
傷病補償年金	障害厚生年金(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	現行 0.86	改正 0.88					